

①空家等相続登記等補助

空き家への居住や活用を促進するため、相続登記等費用の一部を補助します

○補助対象となる経費

・空き家の相続登記、未登記の空き家の登記に関する司法書士等へ支払う費用

※現況測量を行うための土地家屋調査士への費用も対象です

※登録免許税は、対象外です

対象経費の1/2



上限 **5** 万円

注意：必ず契約前に補助金の申請をしてください

補助申請には、次の要件を全て満たす必要があります

対象者

- 個人の空き家の所有者又は相続人であること
- 市税に滞納がない個人であること
- 申請した年度の3月10日までに実績報告ができること

対象物件

- 鹿島市内にある一戸建ての空き家（市の空家台帳登録物件）
- 相続登記完了後に単独所有となる空き家
- 相続登記完了後に居住又は空き家バンクに登録する空き家

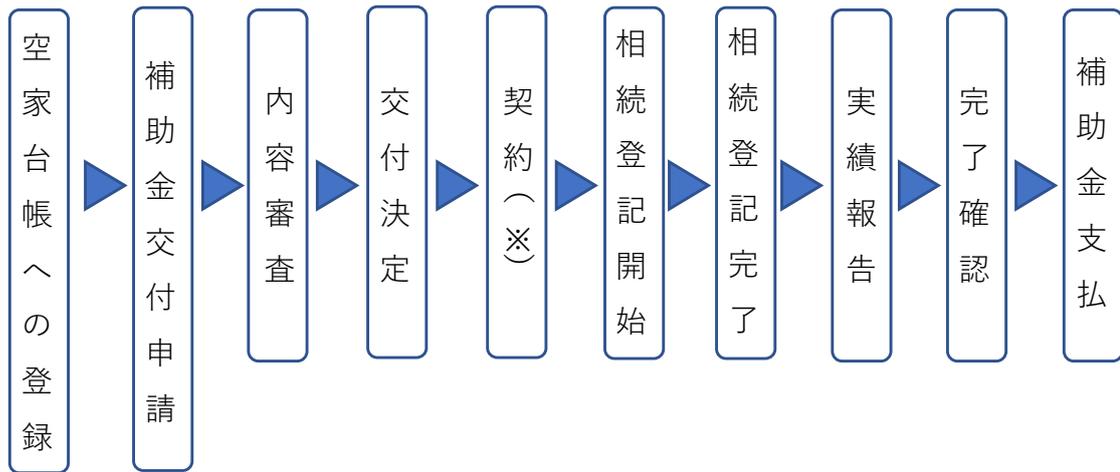
空き家の所有者等が家財道具を処分し、居住や空き家バンクに登録する場合には

鹿島市空家等家財等処分補助金が利用できます

対象経費の1/2

上限 **5** 万円

補助金交付の流れ



※契約後に金額の変更などがある場合は、変更申請が必要です

○申請時に必要な書類 注：必ず契約前に補助金の申請をしてください

No	必要書類	備考
1	補助金交付申請書	市HPからダウンロードできます
2	現在の所有者の確認ができるもの	・登記事項証明書(法務局で取得可) ・名寄帳兼課税台帳(税務課で取得可) ※どちらかを提出してください
3	見積書の写し	司法書士と土地家屋調査士で別々の見積書の場合は、両方提出してください
4	市税等に滞納がないことを証明する書類	各市区町村の税担当課で取得できます 納税義務のある市区町村のものを提出ください
5	誓約書	市HPからダウンロードできます

○実績報告時に必要な書類 報告期限：3月10日まで

No	必要書類	備考
1	実績報告書	市HPからダウンロードできます
2	変更後の所有者の確認ができるもの	登記事項証明書(法務局で取得可)
3	領収書の写し	契約先から発行された領収書を提出ください
4	住民票の写し	登記後にその建物に居住される方
5	空き家バンク登録申請書の写し	登記後にその建物を空き家バンクに登録される方

佐賀県鹿島市建設住宅課 住宅係

問合せ先 ☎0954(63)3415 📠0954(63)2313

Mail : juutaku@city.saga-kashima.lg.jp